

平成30年度診療報酬改定

(3) 感染防止対策加算1・2の見直し点数、抗菌薬適正使用支援加算の新設点数が決まりました

- ▷ 厚生労働省は2018（平成30）年2月7日に開催した中央社会保険医療協議会総会（第389回）において、去る1月12日に諮問されていた平成30年度診療報酬改定の改正案を答申しました。
- ▷ これにより、1月24日の中医協総会に提出され、新設・見直し部分の点数が空白となっていた「個別改定内容について」の点数が正式決定しましたので紹介します。平成30年度からの「感染防止対策加算」の診療報酬点数は次のようになります。

●「感染防止対策加算」関連	
● 感染防止対策加算1	400点 → 390点（平成30年4月から10点減）
● 感染防止対策加算2	100点 → 90点（平成30年4月から10点減）
● 感染防止対策地域連携加算	100点（従来通り）
● 抗菌薬適正使用支援加算（新設）	→ 100点（平成30年4月から）

【筆者の意見】

- ▷ 平成30年度診療報酬改定において見直されることが決定していた「感染防止対策加算」は、結果的には大幅に減額されることもなく、AST（抗菌薬適正使用支援チーム）の活動に新たに100点の診療報酬点数が新設されるなど、関係者にとっては歓迎すべき内容になったと思われれます。感染防止対策加算1の点数が400点→390点へと10点減、感染防止対策加算2の点数が100点→90点へと10点減とはなりませんが、一部で心配されていた大幅減とはなりません。ただし、加算1、加算2ともに「施設基準」は従来のものから一部見直される可能性はありますので、その点は留意しておく必要があります。
- ▷ 新設された「抗菌薬適正使用支援加算」については、もう少し高い点数が設定されることも考えられましたが、結果的には「感染防止対策地域連携加算」と同格の扱いともいえる100点で落ち着いたということでしょうか。
- ▷ 今回のケースを見てもわかるように、感染防止対策加算1及び2の点数は今後とも減額されることはあっても増額されることはほぼないと考えるべきでしょう。一方、「感染防止対策地域連携加算」と「抗菌薬適正使用支援加算」については、活動内容や成果の程度によっては、今後は増額される可能性が大いにあると考えてよいかと思われれます。その際のキーワードともいるのが、「地域連携」と「適正使用」ということになるでしょう。
- ▷ 特に、今回新設された「抗菌薬適正使用支援加算」は、まず感染防止対策加算1を届け出ており、さらに感染防止対策地域連携加算を届け出ている施設でなければ算定できない仕組みとなっています。抗菌薬の適正使用は、まず各施設毎に徹底していくことが求められることとなりますが、将来的には感染防止対策が施設から地域（言い換えれば地域連携）へと拡大されつつあるように、いずれ施設から地域を基本とする形へと拡大されていくようになると考えられます。
- ▷ 平成30年度の診療報酬改定は、抗菌薬適正使用を含んだ感染防止対策が、将来的には施設という狭いエリアから地域へという広いエリアに拡大される形で展開されていく出発点と

なる改定であったと言えるかもしれません。

▷ なお、感染防止対策加算1、感染防止対策加算2、感染防止対策地域連携加算、抗菌薬適正使用支援加算の各施設基準等については、まとめて改めて紹介します。

〈メディカル ドゥ 編集部 平野泰弘〉

◎出典

- 厚生労働省／中央社会保険医療協議会総会（第389回）（平成30年2月7日開催）の資料〈答申について〉の別紙1-1「医科診療報酬点数表」の〈医科－基本診療料－29/47〉頁部分に記載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000193003.html>